

「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する
会計処理（案）」に関するコメント

2006年10月23日
（社）日本経済団体連合会
経 済 第 二 本 部

1. 第14項

(1) 直接控除して控除しきれない金額についての取扱いについて明確にしたい。
ただきたい。

[理由]

控除しきれない場合には、純資産の部にマイナス表示をすることになると
思われるが、その旨が示されていないため。

(2) 「原則として」に関し、これに対する例外について明確にしたい。

[理由]

表示上の問題として、間接控除も選択できるという意味であれば、その旨
の理解を容易にするため。また、第42項の考え方により、資産の部と純資産
の部との両建て表示ではなく相殺表示とすることを原則としているというこ
とから、例外として両建て表示を容認しているとも読めるため。

なお、両建て表示が容認されるのであれば、その具体的な取扱いを明確に
していただきたい。

2. 第29項(1)

第28項と同様、換算差額の処理方法を記載いただきたい。

以 上